

令和8年（再イ）第6号

北九州市八幡東区上本町2丁目12番26号  
再生債務者 藤田 貴寛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年5月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年5月27日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第132号

千葉県野田市桜の里3丁目32番地の8  
再生債務者 中村真津男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年5月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年5月28日  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（再イ）第6号

山口県宇部市大字上宇部2560番地10  
再生債務者 竹下 泰弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年5月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年5月28日  
山口地方裁判所宇部支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年6月11日 岡山県教育委員会

- 1 失効した免許状  
氏名 井谷 勇哉、本籍地 岡山県  
免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者  
(1) 中学校教諭一種免許状 社会  
平29中一第606号  
平成30年3月23日、岡山県教育委員会  
(2) 高等学校教諭一種免許状 地理歴史  
平29高一第791号  
平成30年3月23日、岡山県教育委員会

- (3) 高等学校教諭一種免許状 公民  
平29高一第804号  
平成30年3月23日、岡山県教育委員会  
2 失効年月日 令和8年5月22日  
3 失効の事由  
教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号二）該当

行旅死亡人

1. 本籍・住所・氏名・年齢・性別・身長不詳、完全白骨化し、一部骨が欠損する死体  
上記の者は、令和8年4月3日、千葉県船橋市印内3丁目6番の土中（平成11年まで墓地として運用されていた場所）で発見されました。  
2. 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳代以上の男性、身長約164cm、体格やせ型、着衣は黒色ヤッケ、青色フリース、茶色長ズボン、青色長ズボン  
上記の者は、令和8年4月22日、千葉県船橋市本町4丁目民家敷地内で発見されました。  
上記2件、身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。  
令和8年6月11日  
千葉県 船橋市長 松戸 徹

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月11日 美濃市長 篠田 啓介

- 1 対象となる特定空家等  
(1) 所在地 岐阜県美濃市字小倉山1563番14、156番6  
(2) 家屋番号 1563―1―5  
(3) 構造 木造2階建て  
(4) 床面積 一階70.80㎡、一階以外54.60㎡  
2 所有者等に命ずる必要な措置の内容  
(1) 対象の特定空家及び附属物の除却  
(2) 敷地内の雑草・立木棟の伐採及び伐根  
(3) 敷地内の動産や廃材等の撤去及び関係法を遵守した適切な処分  
3 措置の期限 令和8年7月10日

4 美濃市長による措置

1の特定空家の所有者が、3の期限までに2の措置を行わないときは、美濃市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、同法第22条第10項の規定により当該措置を行う。

なお、市長等により2の措置が講じられた後、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、建築物内部及びその敷地に残置されている動産等を撤分処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう6の問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

美濃市役所都市整備課住宅建築係

T E L 0575―33―1122

F A X 0575―31―0052

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

北海道芦別市上芦別町九四番地の三七

有限会社寺本商店

清算人 寺本 紀明

解散公告

当社は、令和四年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

北海道網走郡津別町字達美一六七番地

有限会社中央保険事務所

清算人 齊藤 貴行

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

岩手県盛岡市新田町九番一五号

有限会社アート薬局

清算人 佐々木 謙

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

岩手県盛岡市上巻三丁目六番一八号

有限会社第一エシジニヤリング工業

清算人 山内 広則

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

宮城県登米市迫町佐沼字錦二〇六番地二

フジワラ電気合同会社

清算人 藤原 幸治

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

茨城県取手市井野五〇四五番地

株式会社大富工業所

代表清算人 高野 雅雄